

大阪府御中

コーポレート・カタリスト・インディア・
プライベート・リミテッド

インド投資環境レポート 10 月

<インドでの最近の動向>

インド政府が物品・サービス税（GST : Goods and Services Tax）に関する有識者会議の設立を承認

インド政府は GST に関する有識者会議（GST Council）の設立を承認した。同会議では、税率、税率控除、同税制の導入方法やその他の立法に関する合意が 2016 年 11 月 22 日までに行われる。最初の会議は 9 月 22 日と 23 日に行われる。インド政府はまたこれに付随して、GST Council 事務局の設立も承認した。

インド政府がマンガン団塊の採掘に関する国際海底機構（ISA）との協定を延長

インド政府はマンガン団塊の採掘に関する国際海底機構（ISA）との協定を 5 年間延長することを決定した。これはニッケル、コバルト、銅などの鉱物を採掘し続ける上でも役立つ決定である。この協定を延長することにより、中央インド洋の海盆における排他的なポリメタル団塊の採掘権は続行され、かつ、領海を超える地域での戦略的かつ商業的価値のある資源を獲得する機会が得られるであろう。

インドのマイクロファイナンス産業が会計年度 2016 年に 60%の成長を記録

インドマイクロファイナンス産業（MFI）は 2015-16 年度に前年度比で 60%以上の成長を記録、82 億 3000 万 USD まで拡大した。MFI 産業の顧客数は 280 万人増加し、合計での顧客数は 3990 万人となった。MFI 産業トップ 10 に入る非銀行系金融会社だけで、当該産業全体の 80%の貸付高を誇っている。94%の MFI 産業からの借入金は、農業や畜産業などといった、収入を増やすための活動に使用されている。

間接税の徴収高が 8 月までに 27.5%増となる 509 億米ドルに

中央物品税（Excise Tax）の膨大な徴収により、4 月から 8 月の間接税の純徴収高は、27.5%増となる 509 億米ドルとなった。2016 年 8 月までの徴収高は、中央物品税、サービス税、関税を含む年間の間接税収入目標の 43.2%を達成してしまった。8 月までの間接税の徴収高である 509 億米ドルは、前年度比較の 27.5%となった。

インド石油天然ガス株式会社（ONGC）がロシアの Vankor fields を追加で 11%取得する契約を締結

インド石油天然ガス株式会社（Oil and Natural Gas Corporation, ONGC）は、ロシアの州営オイル・メジャーである Rosneft OAO と、JSA Vankorneft における 11%のシェアを追加で購入することを最終決定した。この土地の一日の天然オイルの生産高は平均で 421,000 バレルであり、前回購入した 15%分のシェアを合わせて、ONGC の Vankor における石油の生産高は一日あたり 110,000 バレルとなるだろう。

インド科学技術省が首相のスタートアップ・インドゥア構想に 7500 万米ドルを投入

インド科学技術省 (Department of Science & Technology, DST) が、DST とインド政府により先導される、成功しているスタートアップに対してアイデアとイノベーション (知識に基づき、テクノロジーにより加速する) を醸成するための、包括的なプログラムである NIDHI (National Initiative for Development and Harnessing Innovations) に 7500 万米ドルを投入することを確約した。DST は、国内のスタートアップの循環システムを質の面でも速度の面でも変革しようと試みている。

インドの携帯電話の価値が 186% 上昇

インド国内で製造された携帯電話機の全体の価値は 2016 会計年度に 186% 上昇し、80 億米ドルまで増加した。インド携帯電話協会 (Indian Cellular Association, ICA) は、2017 会計年度には携帯電話機の生産はさらに 74% 上昇し、140 億米ドルまで増加するだろうと予測している。量の面でも、インド国内では驚異的な成長を遂げている。インド国内では、2015 会計年度に 6000 万台の携帯電話が製造され、2016 会計年度には 83% 増の 1 億 1000 万台が製造されている。これは、前年度に販売されたと見込まれる 2 億 2000 万台の半数にも値する。

配車サービス会社と自動車大手 Mahindra が戦略的タイアップを声明

配車サービス大手の Ola と自動車製造業大手の Mahindra が、戦略的タイアップを行うことを声明した。このタイアップは、Ola の保有車台数を今後二年間で 40,000 台増やすことを目的としている。主に製造対象となる車両はマヒンドラ社の Verito (旧 Logan) となるだろう。Ola のドライバーは、Mahindra の提供するローンを受けることができ、新車中古車問わず販売価格の 100% まで借り入れることができる。Mahindra の提供する保険サービスは、低価格の保険料での保険もカバーしている。

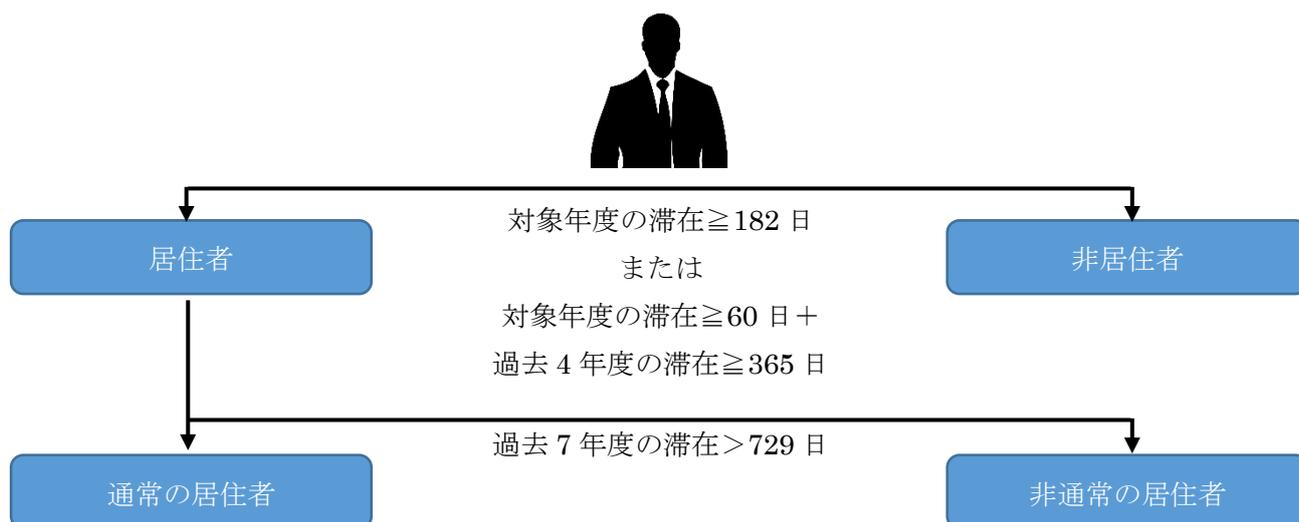
<インドの規制環境>

インドに事業拠点を設置する場合、多くの日本企業はインドに日本人駐在員を派遣する。この駐在員にかかる費用は、進出初期の日系企業の費用のうち重要な割合を占めることが多い。今回は日本人駐在員の個人所得税について説明する。

1. 居住ステータス

インドで個人所得税を算定する場合、当該駐在員のインドの滞在状況、すなわち居住ステータスが重要となる。この居住ステータスにより課税対象所得が異なる。居住ステータスはまず大きく居住者と非居住者に分かれる。対象年度（4月から翌年3月）において対象の駐在員が182日以上インドに滞在しているか、または対象年度（4月から翌年3月）で60日以上かつ過去4年間で365日以上インドに滞在していた場合には居住者と判定され、それ以外は非居住者となる。

居住者は通常の居住者と非通常の居住者に分類される。通常の居住者とは、居住者のうち過去7年間で729日超インドに滞在していた者をいう。これらを図示すると以下の通りとなる。



・各居住ステータスにおける課税対象所得

非居住者：インド国内で得た所得、インド源泉の所得

非通常の居住者：インド国内で得た所得、インド源泉の所得、インド国内で提供されたサービスに基づく所得

通常の居住者：全世界で得た所得

※日印租税条約等、租税条約が締結されている場合には租税条約上の取扱いが優先される。

2. 給与所得に関する課税上の取扱い

駐在員の給与所得は、原則としてどの居住ステータスであってもインドの個人所得税の課税対象となる。しかし給与所得の内容により取扱いが異なる。ここでは主な給与所得の内訳項目に関してインド個人所得税法上の取り扱いを記載する。

項目	インド個人所得税法上の取扱い
基本給	課税
海外駐在手当	課税
賞与	課税
その他手当	課税
家賃手当	基本給の 15%もしくは、実際の支払額のいずれか低い方
家具	課税
ガス代	課税
電気代	課税
水道代	課税
車代 (関連費用含む)	使用用途によって異なる。判定は以下の通り。 ①仕事のみ使用;非課税 ②プライベートのみ使用;関連して払った額すべて(例えば、修理、運転手の給与、ガソリン代、レンタカーの実費、10%の減価償却費等) ③上記両方;1600CC 以下は 2700Rs/月を含め、1600CC 以上は 3300Rs/月を課税対象として含める。
セキュリティ代	課税
厚生年金	法定:非課税、その他:原則課税、税法上の要件を満たすと非課税
健康保険	法定:非課税、その他:原則課税、税法上の要件を満たすと非課税
雇用保険	法定:非課税、その他:原則課税、税法上の要件を満たすと非課税
その他社会保険料	法定:非課税、その他:原則課税、税法上の要件を満たすと非課税